

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）に基づき下記のとおり公示します。

2025 年 10 月 8 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ウズベキスタン国国際連結性強化事業準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第 1 章 1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第 1 章 3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第 1 章 2. 及び 6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：ウズベキスタン国国際連結性強化事業準備調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：25a00565

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 10 月 8 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ウズベキスタン国国際連結性強化事業準備調査（QCBS-ランプサム型）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
- (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
- () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2026年1月 ～ 2027年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

- (5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

（６）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- １）第１回（契約締結後）：契約金額の３６％を限度とする。
- ２）第２回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の４％を限度とする。

（７）部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定できます。具体的な部分払の時期は契約交渉時に受注者のご意向を確認します。

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

東・中央アジア部 中央アジア・コーカサス課

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年10月14日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年10月15日 12時まで
3	質問への回答	2025年10月20日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年10月31日 12時まで
5	プレゼンテーション	本件では行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

7	見積書の開封	2025 年 11 月 18 日 14 時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

10 月 8 日公示「ウズベキスタン国国際連結性強化事業準備調査におけるプルーフェンジニアリング業務」（調達管理番号：25a00541）との二重応募は認めません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び 2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/wVHqgt61ty>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（3）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（4）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙2「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。
不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律2点の加点（若手育成加点）**を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以

下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100 点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うに当たっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性・メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載してください。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成に当たっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容・背景

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、プロポーザルの第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて、指定された記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	本邦技術の適用／本邦企業の参入促進 （日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性）	第3条（7）
2	調査期間の短縮化案及び事業本体の工期の短縮化策	第3条（10）
3	交通量調査及び将来交通量の予測にかかる調査方針	第4条（4）
4	自然条件調査等の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、所要時間等）	第4条（5）
5	代替案の検討項目	第4条（9）

【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

本業務は、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、もって我が国の円借款事業として本事業を実施するに当たっての審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第5条 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

第2条 業務の背景

別紙1「案件計画調書」のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

（1）円借款事業検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業に対する円借款事業の審査を発注者が実施する際の検

討資料及び相手国の事業了承の基礎資料として用いられることとなる。

- 本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分発注者と協議し、その承諾を得ること。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承諾されとの誤解を与えないよう留意すること。
- 本業務では、事業費に関する相手国政府・実施機関との認識の一致に特に留意すること。当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく事業費について相手国政府・実施機関との説明・調整状況について発注者に随時情報共有を行うこと。
- 相手国政府・実施機関への調査説明（事業費を含む）に係る議事録は、5 営業日以内に発注者に提出するとともに、ファイナル・レポートに添付すること。

（２）参考資料

- 共通仕様書第 9 条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

- ☒ 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2023 年 10 月）
（以下「調達ガイドライン」という。）

- ☒ 円借款事業に係る標準入札書類（以下「標準入札書類」という。）

- ☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版

- ☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版

- ☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

- ☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）

- ☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）

- ☒ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

- ☒ JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）
（2021 年 2 月版）（以下「JSSS」という。）

- ☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

② 配布資料（契約締結後に配付）

- 円借款事業の審査の検討資料としての基本的な基準・様式は以下のとおり。

（ア）IRR（内部収益率）算出マニュアル（2017 年 9 月）（以下「IRR マニュアル」という。）

（イ）コンサルティング・サービスの TOR サンプル

（ウ）事業費の積算関連資料³コスト縮減検討関連資料

（エ）環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2025 年 3 月）（以下「カテゴリ B 執筆要領」という。）

（３）審査の重点項目

- 本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目について、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従って整理すること。

- ① 適用される技術基準
- ② 施工計画
- ③ 調達計画
- ④ 事業費・借款対象額
- ⑤ 事業実施スケジュール
- ⑥ 事業実施体制
- ⑦ 運営・維持管理体制
- ⑧ 運用・効果指標
- ⑨ 内部収益率（IRR）
- ⑩ 環境社会配慮
- ⑪ 安全対策（JSSS 適用）
- ⑫ ジェンダー配慮
- ⑬ 気候変動対策（CO2 削減の推計含む）
- ⑭ DX・デジタル技術活用
- ⑮ 本邦企業の技術・参画可能性

（４）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。

³ Excel ファイルの様式。同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（macOS は推奨しない）

- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

（５）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 本業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、これら調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な業務を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① 「ウズベキスタン国運輸セクター情報収集・確認調査」（JICA）（2025 年）
 - ② 「交通安全促進アドバイザー」（JICA）（2023 年～2025 年）
-

（６）本業務における地理的な対象範囲

- ☒ 本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。
- 例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等

（７）本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

- ☒ 本業務では以下の点に留意する。
 - 本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術の検討に当たっては、自然条件、施工時の制約条件等を勘案し、施工も見据えた概略設計を作成するとともに、相手国政府・実施機関のニーズ及び意向を十分に把握したうえで、本邦技術の適用を検討すること。
 - 本邦技術を適用することによる経済性、工期短縮、事業費軽減、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告すること。

- 適用を提案する本邦技術について相手国政府・実施機関に十分な説明をし、調整を行うこと。
- 本邦企業の事業参入促進に当たっては、関連本邦企業の参入意志に留意しつつ、競争性確保ができるように検討すること。
- 発注者が実施した中小企業・SDGs ビジネス支援事業については、過去の採択事業等の情報も参照しつつ、中小企業を含めた本邦企業が有する技術・製品・アイデアの活用の可能性を検討すること。
- トンネル建設、橋梁建設、落石対策において、本邦企業に優位性があると考えられる技術について確認・提案する。
- 適用を想定する本邦技術の適用にあたり施工上及び契約監理上の留意事項等を整理すること。なお、上述の技術以外の提案を妨げるものではない。

(8) 環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- 本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当するため、JICA 環境社会ガイドライン上のカテゴリ A に分類されている。
- 環境アセスメント報告書案、住民移転計画案の作成支援に係る検討を行う。被影響住民が公用語と異なる言語を話す場合は、同言語の要約も作成する。2023 年に制定され 2025 年に施行される新たな環境影響評価法 “Law of the Republic of Uzbekistan “On Environmental Expertise, Environmental Impact Assessment and Strategic Environmental Assessment” (ZRU No.1036) では、公聴会の義務化、利害関係者の意見反映、事後モニタリングの継続義務、影響緩和措置の明示などの制度強化が図られているため、先方政府および実施機関と案件を進める上で必要な支援を行う。
- M39 のトンネル建設では、生態系への影響や地下水系の変化、建設中の環境汚染が懸念される。トンネル建設予定地周辺はアマンクタン国立公園に隣接しており、建設の実施により同公園への派生的・二次的な影響が想定されるため、同影響についても検討を行う。また本事業では、同公園を通過しない線形とする必要があることから、同公園が自然公園として指定された根拠（法律・基準）等を確認の上、正確な範囲を把握する。なお、本調査における環境社会配慮の調査範囲は、道路本線のみならず土捨て場、工事用ヤ-

ド、工事用道路等の関連インフラも含まれることに留意する。

- トンネルを建設する際に、道路トンネルと国立公園の敷地の間でどの程度バッファを設ける必要があるのか、ウズベキスタン国における法律・基準の確認を行う。
- 環境社会配慮助言委員会への対応に必要な資料の作成、質疑対応等の業務支援を行う。

(9) Information and Communication Technology (ICT) 技術・デジタル技術の活用

☒ 本業務では以下の点に留意する。

- 建設分野における生産性向上の観点から、建設における ICT 技術・デジタル技術の活用が期待される。本業務では、Building Information Management (BIM) 又は Construction Information Management (CIM) の導入を検討すること。調査設計段階からの 3 次元モデル導入により、設計から施工、維持管理までの一連の業務効率化や、工期短縮・品質向上・安全性向上等が効果として期待される。
- 測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術の活用について検討すること。
例：UAV、航空 LiDAR、衛星 DEM、AI 判読、IoT センサ設置、SAR 衛星画像活用等
- 公共サービスの効率的・効果的な提供、防災体制の強化等の観点から、ICT 技術・デジタル技術の活用可能性について、他国や相手国他地域の事例について情報収集を行い、事業対象地における実施可能性を検討すること。
- 実施機関の事業体全体としてのデータ・デジタル利活用能力強化（エンタープライズ DX）という目線から入り、その具体的使用例として本事業対象の DX 施策を図ることも検討すること。
例：CR による道路・トンネルデータ基盤整備の構築・運用等
- 従来の手法にとらわれない柔軟な思考に基づいて、積極的に ICT 技術・デジタル技術の活用を提案すること。

(10) 迅速化に向けた検討

☒ 相手国側の迅速化への要望に応えるため、本業務及び事業本体の工期短縮化策を検討・提案すること。

(11) 発注者の既存事業等との連携可能性の検討

☒ 本業務では以下の点に留意する。

- 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（円借款事業を含む有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。
- 想定する既往事業を以下に列挙する。
- ① 交通安全促進アドバイザー

（１２）相手国関係機関との調整

☒ 本業務では以下の点に留意する。

- 実施機関に加え、関係する運輸省、環境省、国境施設の担当省庁等も交え調査及び事業の進め方における整理を図ることが想定される。
- 借款事業としての実施にかかる承認には、投資産業貿易省、経済財務省の関与が大きいため、インセプション・レポートやプロGRESS・レポートなどの各種協議に際してはこれら省庁にも情報共有を行いつつ本業務にあたること。

（１３）設計基準

本事業において道路・トンネル・防災の設計を行う前提として、ウズベキスタン国内の上記分野に関する規則・基準等を整理し、実施機関が国道・地方道路で採用している ShNK（ウズベキスタン都市計画基準・規則）、GOST（ソ連時代の国家標準規格）、UZDST（ウズベキスタン標準規格）や我が国の道路構造令等基準との比較検討を行った上で、本事業における採用基準を明らかにする。整備方式の選定に際しては、現地状況に即した環境影響や地域での利便性等の判断に加え、維持管理の容易さや耐久性、耐震性等にも配慮すること。道路舗装設計に際しては、地質性状／路床強度、地下水の影響及び使用材料の性状の適切な把握、排水性能、大型車交通量予測と軸重分析による累積軸重の安全側での設定、塑性変形抵抗性を考慮した路面設計等に留意する。

（１４）事業スコープの明確化

本調査の対象範囲である A377 及び A373 について、調査対象区間外ではウズベキスタン政府が独自予算にて一部区間の整備を実施済みであるため、客観的データに基づく課題・必要性を踏まえて、本調査対象区間における他事業の有無・事業範囲を確認する。さらに M39 のトンネルの路線は、複数の路線が検討されているため、国立公園や保護区等に該当しないルートのみを検討し、最有力路線を選定する。加えて、山岳道路の防災対策及び橋梁の候補地について、必要性和妥当

性を検討する。また、道路委員会は交通安全についての関心が高いことから、交通事故データの収集・分析を行った上で、本事業で実施可能な交通安全関連のコンポーネントを検討・提案し、事業スコープを明確化すること。

(15) 事業スコープの区切り方の検討

本調査では事業内容の必要性・妥当性を確認したうえで、事業効果の発現を前提として、工期ごとに区切る輪切り、スコープごとに区切るフェーズ分け、及びトンネル建設における事業費積算の正確性を高めるためのエンジニアリング・サービス借款などの事業スコープの区切り方を検討する。その際、発注者、道路委員会、経済財務省、及び投資産業貿易省と必要に応じて協議を行うこと。

(16) 先行調査の設計・積算結果のレビュー

本調査結果は、先方政府や先行調査の設計・積算結果と比較されることが予想されるため、設計・積算のレビューの際には、前提条件、設計対象、積算の制度等について、道路委員会をはじめとしたウズベキスタン関係機関が先行調査結果と比較検討できるように準備を行うこと。

(17) トンネル建設に係る検討

M39のトンネル建設の調査においては、必要な地形・地質調査を実施したうえで山岳トンネル建設に係る事業費を積算するが、トンネル工事の性質に鑑み、種々のリスク要因を整理し、上振れ見込み額の検討を行うこと。併せて、種々の施工リスク要因についても日本国内だけでなく、これまで円借款案件で施工したトンネル工事、地形が類似していると考えられるウズベキスタン周辺国でのトンネル事業の事例を収集し、ウズベキスタン側に説明できるようにすること。また、ウズベキスタンの交通事情や現地の車両性能、初の本格的な山岳道路トンネルでありウズベキスタン側に十分な維持管理や安全性確保の経験がないこと等を踏まえ、トンネルの運用・維持管理や走行安全性の確保を十分に考慮すること。交差条件（他道路との近接施工の有無等）、施工用道路、工事用水・工事用電源、掘削土砂の扱い、重金属の溶出、湧水、施工時の工区分け、建設機材の確保などの施工条件、及び、周辺環境などにも留意すること。

(18) 事業実施中の交通緩和策と事業迅速化の検討・提案

本事業の対象区間は交通量が多いため、交通への影響を最小限にするための緩和策を検討する。また、事業迅速化により可能な限り工事に起因する渋滞の発生を低減するよう検討する。

（１９）発注者によるファクトファインディングミッション及び審査への協力

本調査の成果及び日本政府との協議結果を踏まえ、発注者は、本事業の対するファクトファインディングミッション（以下、「F/F」という。）及び審査を、それぞれ 2026 年 6 月頃、2026 年 9 月頃 に実施することを想定している。また、必要に応じて、発注者による調査ミッション（キックオフ、対象範囲の決定、レポート説明協議等）を実施することを想定している。F/F や調査ミッション前に、調査の進捗報告を行うとともに、ミッションの日程に一部同行し、情報収集や本事業内容の検討に向けた支援を行う。また、発注者からの 調査結果に関する情報提供依頼があれば速やかに回答する。なお、F/F や審査等の日程 については変更の可能性があるため、時期については 発注者に確認する。

（２０）ウズベキスタン政府内の事業承認手続き

日本政府による検討を経て、本事業の借款供与に至る場合は、ウズベキスタン政府内での Concept Note や事業審査文書（Project Appraisal Document : PAD）が承認されている必要があり、必要書類や手続きについて情報収集を行った上で、上記資料のドラフト作成等、事業承認手続きの支援を行う。なお、ウズベキスタン政府内での事業承認手続きに変更があった場合、上記に準じて情報収集及び関連文書の作成等、事業承認手続きの支援を行う。さらに、道路委員会、運輸省、経済財務省、投資産業貿易省など関係省庁間の円滑な調整を図るための側面支援を行う。

（２１）現地リソースの確認

本事業は規模が大きいため、本業務においては、現地の下請け業者や技術者のリソースを十分にあることを確認する。特に複数の工事を並行して進める場合には留意し、パッケージ割を検討する。現地コントラクターの実績の確認を行い、国際競争入札や現地競争入札の実施要否を検討する。

（２２）更なる案件形成に向けて調査・支援の実施

ウズベキスタン政府・道路委員会の案件を継続的に形成するため、ウズベキスタン国における道路インフラの新規建設や維持管理ニーズに関する調査を行う。上記（２０）に記載のとおり、Concept Note 等作成支援も実施する。

第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成・提出

- ① 要請関連資料及び先行調査・既存事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。特に先行調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国政府・実施機関で検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- ② 現地調査開始時に、インセプション・レポートに基づき、相手国政府・実施機関に対し、調査方針・調査計画・便宜供与依頼事項等の内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- ① 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集・分析を行う⁴。
 - 相手国の開発計画・当該セクターの上位計画等における事業の位置づけ
 - 事業対象地域及びその周辺の経済・社会・環境の状況
 - 事業と関連する需給や関連する建造物の整備・維持管理の現状と今後の動向
- ② 上記①を踏まえて、本事業の意義と必要性を検討する。

(4) 交通量調査及び将来の交通量の予測

対象地域の交通状況を把握するとともに、将来交通需要予測及び事後評価に必要となる運用効果指標等の基礎データとするために、既存の交通データも活用しつつ、交通量調査を実施した上で交通量を予測する。なお、現地再委託にて同調査を実施することも認める。さらに、トンネル建設区間の M39 については、同区間を迂回して通行する交通量調査も実施した上で、将来の交通量の予測を行う。また交通安全に関するデータ（例えば、交通事故発生件数、死傷者数の統計データ、交通事故発生箇所および当該箇所における交通事故発生原因の分析結果等）の収集も行う。特に本事業ではカスピ海ルート上の道路交通との関係性での調査が重要である。本調査を実施することにより、ウズベキスタンにどのような恩恵

⁴ 一般的に必要な事項。対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正する。

があるのかが明確になるように近隣国や EU 諸国との道路輸送における貿易量の調査貨物の OD 調査を行う。

(5) 自然条件調査、現地条件調査等

☒ 概略設計、事業実施計画、事業費の積算について必要な精度を確保し、また本事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査、現地条件調査等を行う。

- ① 気象・風況調査（机上調査、一式）
- ② 自然災害調査（地震、活断層、内水氾濫等）
- ③ 水理・水文調査（現地調査）
- ④ 地形測量（空中写真測量、1/1000）
- ⑤ 地質・地盤調査

対象構造物の計画、設計及び施工計画の検討に必要な地質状況等を把握することを目的として、地表地質踏査、ボーリング調査、標準貫入試験、地耐力試験、土質試験等を実施する。ボーリング調査では、必ずコアを全長に亘って採取すること。また、ボーリング柱状図とコア写真を成果品に含め、調査地点とその選定根拠及び支持層の判断根拠を明確にすること。本調査において、地すべりや活断層が想定される箇所が認められた場合には、発注者と協議の上、調査箇所を追加することが望ましい。なお、ボーリングコアは、実施機関に提供し、工事完了まで保管することが望ましいが、実施機関と調整の上難しい場合は、調査の目的を達するまでの期間保管し、その後適切に破棄すること。

トンネル掘削中の湧水や地表の湧水等が懸念される箇所では水文調査を行う必要があるため、事業内容に即した自然条件調査を提案すること。また、トンネルの坑口部付近、地層境界が想定される箇所、土砂地山、膨張性地山では、調査箇所を追加することが望ましい。トンネル掘削中の湧水や地表の湧水等が懸念される箇所では水文調査を行う必要があるため、事業内容に即した自然条件調査を提案すること。また、トンネルの坑口部付近、地層境界が想定される箇所、土砂地山、膨張性地山では、調査箇所を追加することが望ましい。

- ⑥ 弾性波探査
- ⑦ 岩石試験
- ⑧ 原位置試験

- ⑨ 支障物調査（机上調査、現地地表面調査）
- ⑩ 地籍調査
- ⑪ 道路台帳調査
- ⑫ 流況調査

（６）環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

① 環境アセスメント

（ア）概要

「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行 Environmental and Social Standard(ESS) 1 Annex 1 に記載のある内容を含めることとし、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2025 年 3 月）」及び世界銀行の環境社会ポリシーを参考にする。相手国等（関係官庁・機関）がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。また影響評価の検討にあたっては、周辺事業・施設等に伴う派生的・二次的な影響、累積的影響並びに不可分一体事業、その他 Rights of Way に含まれないものの負の影響が想定される関連施設（採石場、土取り場、土捨て場、仮設ヤード、アクセス道路等）を検討対象とすると共に、緩和策の実施が新たな用地取得を伴う場合（例：住民移転の代替地や代替植樹地等）はその実現性も考慮すること。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案とドラフト・ファイナル・レポートの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、「JICA 環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

（イ）環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため 現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

ア）相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

（a）環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開等）に関連する法令や基準等

(b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法

(c) 関係機関の役割

イ) 代替案（事業を実施しない案を含む）の初期的な比較検討

ウ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

エ) ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目（乾期・雨期等の主な季節毎に対して調査すること）、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。）

オ) 影響の予測（定量的な予測を含むのが望ましい。）

カ) 影響の評価及び代替案の比較検討（比較にあたっては環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析を含めること。）

キ) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討

ク) 環境管理計画案・モニタリング計画案（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）の作成

ケ) 予算、財源、実施体制の明確化

コ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」を参照のこと。）。例えば、フォーカスグループディスカッションを行う等、女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援すること。

サ) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂換算トン以上の場合、供用段階における排出量推計（注：上記、ウ）～ク）は一連の検討に沿って作成する必要があるため、各評価項目（例：大気質、水質）はスコーピング、ベースライン調査、影響評価、環境管理計画、モニタリング計画等を通じて整合する必要があることに留意すること。

(ウ) 環境アセスメント報告書案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

② 住民移転計画

(ア) 「JICA 環境社会ガイドライン」、世界銀行 ESS 5 及び相手国政府の住民

移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行 ESS 5 Annex 1 に記載ある内容及び以下ア)～サ)を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 ESS 5 の Guidance Note for Borrowers や世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件 報告書執筆要領（2023 年 5 月）」を参考にする。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「JICA 環境社会ガイドライン」と乖離がある場合、その解消策を提案する。なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

ア) 住民移転に係る法的枠組みの分析

(a)用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA 環境社会ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理メカニズムに関する乖離については必ず確認する。

イ) 住民移転の必要性の記載

(a)事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるための代替案を記載する。住民移転について、地籍図を基に正規・非正規別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

ウ) 社会経済調査（人口センサス調査、地籍・財産・用地調査、家計・生活調査）の実施

(a)人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

(b)地籍・財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量、正規・非正規の別を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。

(c)家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子ども、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。

エ) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

(a)損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）を特定する。

(b)土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。

(c)損失のタイプ、損失の程度、補償・支援の受給権資格者、受給補償内容、責任機関等その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。

(d)ESS 5 で定義される再取得価格に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得価格と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。

(e)生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

オ) 移転先地整備計画の作成（事業の中で移転先地を整備する場合）

(a)必要に応じて取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を地籍図・土地利用計画図等を基に選定し、住宅や社会基

盤（上下水道、区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。移転先地の選定にあたっては同立地の災害リスクを勘案する。また、移転先地整備に伴う環境アセスメント、緩和策、環境管理計画を作成する。

カ）苦情処理メカニズムの検討

(a)事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

キ）実施体制の検討

(a)住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。

(b)住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、不十分な場合は能力強化策を提案する。原則として整備した移転地の引き渡し後、地方自治体が移転地のインフラや電気・ガス・水道・通信等のメンテナンスの責任を持つて行うことについて、実施機関、自治体等から承諾を得る。

ク）実施スケジュールの検討

(a)補償金や転居に必要な支援（転居費用等）を提供し終え、移転先地のインフラ整備や社会サービス（学校、医療等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

ケ）費用と財源の検討

(a)補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

コ）モニタリング・事業終了評価方法の検討

(a)実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監視のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。

(b)独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

(c)住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

サ) 住民参加の確保

(a)社会的弱者（女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループを含む）や移転先住民族にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費等に含むこととする。

シ) 住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

ス) なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

(7) ジェンダー視点に立った調査・計画

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。

また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。

② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

(ア) 社会・ジェンダー分析を行う。

(イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。

(ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。

(エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する

③ 調査項目として下記を含める。

(ア) 運輸交通分野の法律、政策、戦略、アクション・プランなどにおけるジェンダー課題の位置づけ・取組状況

(イ) 意思決定への女性の参画状況（例：女性幹部・管理職の割合）

(ウ) 職員（一般、技術、管理職）のジェンダー・バランス（数と割合・年齢別）

(エ) 必要な能力・スキルを備えた女性技術者の有無、人数（男性技術者より少ない場合はその理由）

(オ) 女性技術者が抱える課題とニーズ

(カ) 他ドナーの、運輸交通分野におけるジェンダー課題に対する支援内容（アプローチの有無と内容）

(キ) 道路の利用者数、利用状況、目的と手段、利用しない理由（男女別、利用時間帯別、年齢別）

(ク) 橋梁の利用者数、利用状況、目的と手段、利用しない理由（男女別、利用時間帯別、年齢別）

(ケ) 女性により裨益するルート選定が可能か

(コ) 女性がよく利用する施設などが周辺にあるか

(サ) 周辺の治安状況（ジェンダーに基づく暴力の発生状況、街灯の有無）

(シ) 女性の利用しやすさ（男女別トイレ、授乳スペース、動線）

(ス) 女性の安全性の確保（事故、ジェンダーに基づく暴力・ハラスメント）

(8) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析⁵

☒ 事業計画に当たって、気候変動対策（緩和・適応）に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。

☒ 「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リスクの回避・低減策等）の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の受益者数）の推定を行う。

➤ 具体的には、JICA Climate-FIT（適応版）「8.道路」等を参考に、現在及び将来の気候変動の影響の予測・本事業に与える影響の評価（気候リスク評価）及び影響への対応策（適応オプション）の検討、裨益人口の推定を実施し、本事業が気候変動対策に資するか検証し、バックデータを含めて発注者に共有すること。

(9) 代替案の検討

☒ 上記各種調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性・施工性・維持管理・環境社会面の影響の回避／最小化等の観点から、「事業を実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う。

➤ 代替案検討が求められる項目⁶は以下のとおり。

- ① 建設／工事予定地
- ② 配置計画
- ③ 設備の構造形式
- ④ 建設材料の種類
- ⑤ 施工方式

(10) 概略設計

➤ 上記各種調査や既存事業等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計の実施に当たっては、本事業に係る設計方針（設計基準等の設計条件を含む）を提案し、発注者と協議し承諾を得たうえで、相手国政府・実施機関に説明を行う。

① 道路概略設計

⁵ パリ協定に基づき、対象国は「国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contribution)を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。

⁶ 上記で指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行う。

- 道路概略設計（平面設計：縮尺 1/1000、縦横断設計 20m ピッチ、延長：約 86km、側道等含む）
- 平面交差点設計（6 箇所）
- 舗装設計
- ② 橋梁概略設計（サマルカンド州の橋梁）
 - 対象となっている既存橋梁の設計図のレビューおよび最新の橋梁点検の結果を踏まえた概略設計（4 橋）
- ③ トンネル概略設計・トンネル施設概略設計
 - トンネル：1 本
 - トンネルの断面設計
 - 地山分類
 - 地山分類に応じた支保構造の計画
 - 坑口の位置の設定および坑門工の設計
 - トンネル換気設計
 - その他トンネル付属施設の設計
- ④ 防災対策概略設計
 - 落石対策箇所：8 箇所（ただし数については変更の可能性はある）
 - 落石対策箇所の検討・現地調査
- ⑤ 完成予想図（BIM/CIM を活用した CG 等）
 - 最適代替案を選定する際の意思決定を補助する目的でのビジュアル作成
 - 概略設計後の完成予想図の作成

（１１）事業実施計画の策定

➤ 上述の業務を踏まえ、以下の事業実施計画を策定し、発注者の承諾を得る。

① 施工計画

- 掘削・建設工法、施工手順、給電・排水・換気等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。
- 施工計画の策定にあたっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえること。
- 想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮すること。

② 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

- 安全対策に係るウズベキスタンの法令及び JSSS を参照の上、工事安全対

策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を策定する。

- 相手国側の対応が求められるような、用地確保や交通規制等の事項については、対応をとるべき当事者、調整が必要な相手国関係機関を整理すること。

③ 資機材調達計画

- 本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する。
- 施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含めること。
- トンネル建設に要する機材は本邦でも数量が限られており、新たに製作するには費用・期間がかかることが懸念される点に留意する。

④ 事業実施スケジュールの策定

- 施工計画、資機材調達計画、相手国政府・実施機関が行う手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。なお、トンネルについては片押し、両押しなど、施工方法によって工期が大きく変わることが想定されることから、調達計画にて検討したパッケージ分けを考慮の上で複数案検討すること。
- バーチャート上には、施工・調達に当たって重要な項目及び環境社会配慮や森林・休耕地を含む耕作地・使用許可・用地取得等の外部条件を整理して明記すること。その際には、施工に当たって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保並びに施工に必要な工事用道路構築等に要する期間を適切に反映すること。

(12) 本邦技術の活用可能性の検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

① 事業における技術的ニーズ

- 本事業に期待される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、必要に応じて耐震性・耐風性など）を整理する。

② 活用可能な本邦技術・工法

- 本邦技術・工法について、効果・機能・本邦の優位性・取扱い本邦企業・海外での活用実績・類似技術を整理する。競合国企業の技術レベル・施工実績等も整理する。
- トンネル建設での本邦技術活用を検討する場合、機材の特性から施工方法・実施計画の策定に合わせ効率的な機材の調達方法や時期についても検討する。

- ③ 相手国が活用を希望する本邦技術・工法
 - 相手国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果・機能・本邦の優位性・取扱い本邦企業・海外での活用実績・類似技術を整理する。
- ④ 本事業で適用されるべき本邦技術・工法
 - 上記検討及び相手国政府・実施機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、整理する。
 - 上記で整理された本邦技術・工法に基づき、関心企業の存在有無を確認する。
- ⑤ 本邦調達比率の算定
 - 本邦調達比率（全体・各パッケージ）を算定のうえ、パッケージごとの本邦企業の参入可能性を整理する。

（１３）事業費の積算

- 事業費について、以下に従って積算する。なお、報告書には事業費の総表（積算総括表）のみを記載し、個別具体的な詳細は、別途発注者に提出し承諾を得る。

① 事業費項目

- 基本的に以下の項目に分けて積算を行う。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

(ア) 本体事業費

(イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

(ウ) 本体事業費に関する予備費

(エ) 建中金利

(オ) フロントエンドフィー

(カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

(キ) その他１（融資非適格項目）

ア) 用地補償等

イ) 関税・税金

ウ) 事業実施者の一般管理費

(ク) その他２（融資非適格項目※）

ア) 完成後の委託保守費

イ) 初期運転資金

ウ) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

エ) 他機関建中金利

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

② 事業費の算出

- 事業費について、発注者から別途提供するコスト積算支援ツール（Excel ファイル）の様式にて作成し、提出する。なお、同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（macOS は推奨しない）。提出後はデータを消去すること。

③ 積算総括表の作成

- 上記 2 を参照して積算総括表を作成し、その内容を発注者に説明し、承諾を得る。

④ 直接工事費・諸経費の内訳の整理

- 直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費⁷（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、積算根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに整理し、発注者に提出する。

⑤ 事業費にかかるコスト縮減の検討

- 事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を発注者が別途指示する様式に整理し、提出する。

⑥ 類似事業との事業費等の比較

- 事業費については、その妥当性を検証するため、他ドナーや相手国政府・実施機関等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として提出する。
 - 実施時期
 - 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
 - 設計条件・仕様
 - 入札方法（Pre-Qualification：PQ 基準、国際入札／国内入札等）
 - 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件等）
 - 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

（１４）調達計画の策定

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計・施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出し、発注者の承諾を得る。
- 調達ガイドライン及び標準入札書類の内容を踏まえ、非差別性・経済性に配

⁷ 諸経費については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）

慮し、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しい適切な規模・数のパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。

➤ 調達計画について、以下の情報整理と検討を行う。なお、下記②～④の内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

① 相手国における当該類似事業の調達事情

- 本事業で実施される類似工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
- 現地コントラクターの一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
- 現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）

② コンサルタントの選定方法案

- ショートリストの策定方法
- コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

③ コントラクターの選定方針案

- 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- 調達方式
- PQ 実施要否
- 資格要件の設定
- 適用する標準入札書類・契約約款
- 事業内容に適した契約条件（特に前渡金を始めとした支払い条件、ただし契約条件の雛形からの修正は最低限とする）
- 紛争裁定委員会（Dispute Board）の設置

（１５）事業実施体制の検討

☐ 本業務では当該項目は適用しない。

☒ 本業務では以下の対応を行う。

① 実施機関の体制（組織面）

- 実施機関の法的位置づけ、業務分掌・組織構造・人員体制などを整理する。

② 実施機関の体制（財務・予算面）

- 実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

③ 実施機関の体制（技術面）

- 実施機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。

④ 実施機関の類似事業の実績

- 実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）を整理する。

⑤ 実施段階における技術支援の必要性

- 事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。

⑥ 他の援助機関との連携・役割分担

- 世界銀行やアジア開発銀行など他の援助機関も道路分野での事業を実施しているため、本調査で他の援助機関との連携や調整の要否、棲み分けや相乗効果の発現見込みについて検討する。

（１６）運営・維持管理体制の検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

事業完了後の運営・維持管理（O&M）計画について検討する。交通量推計、道路設計、橋梁設計などの検討結果に基づき、実施機関の道路運営・維持管理の組織、設備、予算などの現状を検討に反映させる。特にトンネル建設後の運営・維持管理（O&M）計画について検討する。また、以下の点に留意し、O&M 計画を検討する。

① 運営・維持管理機関の体制（組織面）

- 運営・維持管理機関の法的位置づけ・業務分掌・組織構造・人員体制等を整理する。

② 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

- 運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理し、O&M 費用の算出、O&M 準備作業のための実施スケジュールの検討等も含めて、運営・維持管理体制の財務的持続性を検討する。

③ 運営・維持管理機関の体制（技術面）

- 運営・維持管理機関が保有する技術者・技術基準・研修（人材育成等）・機材などを整理する。

④ 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

- 運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称・規模・立地地域等を整理する。

⑤ 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

- 運営・維持管理体制について、上記①～④における課題及び必要となる制

度・手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たり、技術的な支援の必要性について検討する。

(17) 実施機関負担事項の整理

- ① 用地の取得・確保（作業用地・土取り場・土捨て場等を含む）
 - 事業実施に必要な用地について、所有者・規模・位置・アクセス方法・取得完了予定時期・実施機関の責任／役割を整理する。作業用地・土取り場・土捨て場については、位置・規模の概略を確定する。
- ② 住民移転
 - 既存の地籍図等を基に合法／非合法別の移転規模・移転完了時期・実施機関の責任／役割を整理する。
- ③ 支障物移設
 - 支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）・占有物件管理者・実施機関の責任／役割を整理する。
- ④ 事業実施に必要な許認可
 - 事業実施に必要な許認可について、許認可権者・許認可取得に要する期間・実施機関の責任／役割を整理する。
- ⑤ 事業実施上の規制（工事安全・環境等を含む）
 - 事業実施上の規制について、規制権者・実施機関との関係を整理する。

(18) 免税措置の調査

- ☒ 相手国での先行する有償資金協力事業における免税対応も参考に、本事業における免税措置について、相手国の法制度を参照しつつ、整理する。

(19) 事業実施段階における施工上の安全対策の検討⁸

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。
- 本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては相手国の建設分野に適用される労働安全衛生法制及び関連の各種基準を調査するとともに、JSSSの最新版⁹を参照する。
 - 相手国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）につい

⁸概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負う。

⁹ JSSSは、仏語圏／西語圏、FIDIC契約約款を用いない契約など、一部の円借款事業においては適用することを想定していないが、その内容に鑑み、本事業の実施段階での適用如何に依らず、内容を十分に理解した上で調査を実施する。

て、対応をとるべき当事者・調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

(20) リスク管理シート（Risk Management Framework）の作成

- ☒ 審査段階および実施段階で発生し得る問題の潜在的なリスク要因の特定および対応策を検討し、発注者が別途指定する様式に従いリスク管理シート（案）を作成する。

(21) 本事業実施に当たっての留意事項の整理

- ☒ 本業務では以下のとおり対応を行う。
- 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えと考えられる留意事項を整理し、「調査関連資料」として、発注者に別途提出する。
 - 特に留意する観点は以下のとおり。
 - 調達計画に基づく円滑な実施に影響を与えうる要素
 - 過去事例を踏まえた課題
 - 既存運営事業者との調整
 - HIV 対策
 - 軍事利用の回避 等

(22) コンサルティング・サービスの提案

- ☒ 本業務では以下のとおり対応を行う。
- 上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスの内容とその規模¹⁰について検討し、その内容について、報告書には記載せず、発注者へ別途提出する。ただし、提出後の過度な修正・最終化には関与しないこと。
 - コンサルティング・サービスの内容は、詳細設計（デザインビルド方式の場合は概略設計）、入札補助、施工監理、技術移転等を想定している。既往事業の TOR をベースにするのではなく、発注者が提供する最新の TOR サンプルを参照してコンサルティング・サービスの TOR（案）を作成すること。施工監理については、本体調達の各パッケージに適用する契約約款に対応した TOR とすること。

(23) 事業効果の検討

¹⁰ 規模は「業務人月」とする。

- 本事業によって得られる効果を定量的効果・定性的効果に分けて評価し、発注者の承諾を得る。コンポーネントが複数存在する場合、それらを網羅的に検討した事業効果の検討・設定を行う。

① 定量的効果

- 内部収益率（IRR）

- 本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。
- 事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。
- IRR の算出は、発注者から別途提供される IRR 算出マニュアルを参考とすること。
- IRR 算出にかかる以下の詳細について、報告書には記載せず、発注者に別途提出する。
 - 計算根拠（算出に当たっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
 - 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）

- 運用・効果指標

- 開発課題別の指標例を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値とともに、事業完成の2年後を目途とした目標値の設定（根拠含む）、データ入手手段の提案、評価に当たっての留意事項を整理する。現時点での留意事項は以下の通り。
 - 区間の始点と終点の位置情報を記録として残す。
 - 特定の日における旅客数を対象とした指標である場合には、その指標の設定環境（年月、平日/休日）に関する情報の記録を残す。
- 本事業における運用・効果指標の想定は以下のとおり。その他にも有益な指標があれば適宜提案する。
 - 旅客数（人／日）
 - 貨物量（トン／日）
 - 年間平均日交通量（PCU／日）
 - 平均移動時間（分）
- その他の指標例としては以下を想定しているため、検討を行うこと。
 - 道路・橋梁改修による事業対象区間における平均走行速度の向上
 - 道路・橋梁改修による通過時間の短縮
 - 落石対策による年間通行不能日数の低減
 - トンネル建設による大型車の所要時間の短縮

② 定性的効果

- 本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠とともに、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業への裨益効果についても検討する。本事業の特定の第三国への裨益可能性についても検討する。なお、本事業における定性的効果の想定は以下の通り。そのほかにも有益な指標があれば適宜提案する。
 - ・ 道路委員会の防災対策能力の向上
 - ・ カスピ海ルートの物流促進
 - ・ 交通安全への寄与

(24) 本邦企業説明会の実施

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 本事業に関する事業概要の説明と企業の参画意向の調査を目的として、本邦企業説明会を開催する。
- 同説明会開催にあたって、資料案を事前に作成し、発注者とすり合わせる。
- 発注者の指示のもとで、必要に応じて同説明会実施にかかる運営事務（案内、説明会記録作成、企業等への連絡・調整等）や同説明会場における質疑対応等を行う。

(25) トンネル等の技術紹介に係る現地セミナー及び本邦招聘の企画・実施

トンネル建設・保守管理等に係る我が国の技術紹介等を目的として現地セミナー（1日×2回、50人程度の参加を想定）及び本邦招聘（1週間程度×1回、参加者5名を上限）を企画・実施する。なお、セミナーでは、トンネル事業の地盤条件の不確実性から設計変更が多く発生するという契約管理上の特性があるため、具体的な事例を提示して十分に説明すること。

コンサルタントは、本邦招聘のテーマを初期案としてプロポーザルにて提案し、別見積として費用をプロポーザルに計上すること。経費の取り扱いについては「コンサルタント等契約における研修・招聘実施ガイドライン」を参照し、当該契約には受入業務、管理業務、実施業務のうち、実施業務のみを含むものとする。

(26) プルーフェンジニアリング（P/E）¹¹対応

☒ 本業務では以下にも留意する。

¹¹ P/Eとは、調査内容と成果の質を向上させることを目的とし、専門的な知識を持つ第三者による技術的な照査の実施と妥当性の確認を行うものである。

- 対象：本業務の成果物は、発注者が別途契約するコンサルタント（P/E コンサルタント）による照査と、専門的知見を有する有識者・学識者や経験豊かな国内発注機関の技術者等で構成される国内支援委員による妥当性の確認及び国内支援委員会の対象となる。
- 確認事項：P/E では特に以下の点に注意し、調査内容や成果物の質の向上を図る。
 - ① 事業費の適切性
 - ・ 積算基準/単価/諸経費の計上
 - ② 工期設定の適切性
 - ・ 関係機関・関連工事とのスケジュール調整（工期、瑕疵通知期間等）
 - ・ 工事に関連し移設等が必要なユーティリティの把握
 - ・ 休止期間/施工可能時間の設定（例：雨季/乾季、現地の連休等）
 - ③ 施工計画、資機材調達計画の適切性
 - ・ 調達施工方法（パッケージ分け、入札方式、適用予定の工法等）
 - ・ 技術仕様（適用予定の技術基準・仕様、本邦技術等）
 - ・ 必要な資材の調達先、品質、供給量、運搬ルート等の検討、等
- 実施時期：P/E は、本調査の①～③の段階において実施する。
 - ① インセプション・レポート（IC/R）提出時
 - ② インテリム・レポート（IT/R）提出前後
 - ③ ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）提出前後
- 国内支援委員会の運営事務等：受注者は、同委員会の開催に当たり委員会への出席、資料準備、議事録作成などの運営事務を行う。ここで、説明資料は事前に発注者の確認を得ること。また、同委員会では受注者から技術面や調査方針等について説明を行い、P/E コンサルタント及び国内支援委員からの助言・意見を受け、発注者と協議の上、調査・事業計画に反映する。尚、国内支援委員の国内支援委員会への出席に係る謝金の支払いは発注者が行う。
- 現地踏査支援：調査初期段階である IT/R 提出前までに P/E コンサルタント及び国内支援委員による現地踏査を行うことで、成果物照査、技術的助言の深度化を図る。受注者は、発注者と協議の上、現地での視察スケジュールの作成や調整、現場案内を行う。尚、国内支援委員の現地踏査にかかる渡航費・日当・宿泊費等の支払いは発注者が行う。
- スケジュール：受注者は、P/E の結果を踏まえて各成果物に必要な修正を行う。なお、P/E コンサルタント及び国内支援委員による成果物照査・妥当性確認には原則 2 週間程度（IC/R においては約 1 週間程度）を要する。受注者

は、P/E 結果を踏まえた修正作業の期間を考慮して、各成果物の提出時期を設定すること。

(27) 報告書等の作成・説明

- 上記の作業を踏まえて、「第5条 成果品」に記載の報告書等¹²を作成の上、発注者の承諾を得る。
- 報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。
- 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

(28) 調査データの提出

- 業務のなかで収集・作成された一次データ、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法で、適時提出する。

第5条 成果品

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権について、実施機関への照会等を通じて調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
------	------	----	----	----

¹² 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	契約締結後 1 カ月前 初回現地調査前	日本語 英語 ウズベク語	電子データ	
環境チェックリスト（調査方針）	契約締結後 2 か月以内	日本語	電子データ	
環境社会配慮助言委員会スコーピング資料	2026 年 3 月頃 （助言委員会のスコーピング・ワーキンググループ開催の 2 か月前）	日本語又は英語	電子データ	
インテリム・レポート① （環境社会配慮部分も含む）	2026 年 7 月 31 日	日本語 英語 ウズベク語	電子データ	
インテリム・レポート② （環境社会配慮部分も含む）	2026 年 11 月 30 日	日本語 英語 ウズベク語	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分も含む）	2027 年 1 月頃（助言委員会のドラフトファイナルレポート・ワーキンググループ開催の 2 か月前）	日本語 英語 ウズベク語	電子データ	
環境アセスメント案、住民移転計画案	2027 年 1 月頃（助言委員会のドラフトファイナルレポート・ワーキンググループ開催の 2 か月前）	英語／ウズベク語	電子データ	
デジタル画像集	契約履行期限末日	日本語	CD-R	3 部
ファイナル・レポート（F/R）（先行公開版）	契約履行期限末日	日本語 英語 ウズベク語	CD-R CD-R CD-R 電子データを含む	3 部 3 部 3 部
ファイナル・レポート（F/R）（最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	製本	3 部
			CD-R	5 部
		英語	製本	3 部
			CD-R	5 部

		ウズベク語	製本	3 部
			CD-R	5 部
		電子データを含む		
調査データ	契約履行期限末日	作成言語	別途指定	

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2) 環境チェックリスト（調査方針）

記載内容：第4条（6）「環境社会配慮に係る調査」に係る調査方針を記載し、環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

(3) インセプション・レポート

- ① 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容
- ② 環境社会配慮部分：第3条（8）に係る調査方針、環境チェックリスト（案）

(4) 環境社会配慮助言委員会スコーピング資料

記載内容：第4条（6）「環境社会配慮に係る調査」の机上調査部分（代替案検討、スコーピング等）及び今後の調査スケジュール。

(5) 環境アセスメント案、住民移転計画案

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

(6) インテリム・レポート①、インテリム・レポート②

- ① 事業の背景・経緯、事業実施の必要性・妥当性、最適案、環境社会配慮、自然条件調査結果、設計の前提となる基本条件（主要構造物の機能・性能、適用する技術基準、設計耐用年数等）、事業費積算の基本方針（適用予定の積算基準、直接工事費・諸経費の積算方法等）
- ② 環境社会配慮部分：第3条（8）の該当項目¹³の机上調査部分、今後の調査ス

¹³ 第4条「業務の内容」（6）環境社会配慮に係る調査①「環境アセスメント」ア「相手国の環境社会配慮制度・組織の確認」～エ「ベースラインとなる環境社会の状況の確認」の机上調査部分。②「住民移転計画」①ア「住民移転に係る法的枠組みの分析」、イ「住民移転の必要性の記載」の机上調査部分。今後の調査スケジュール。調査の中間報告を助言委員会スコーピング・ワーキンググループ向け資料として取りまとめた上で環境チェックリスト（案）の様式を用いて要約すること。

ケジュール、調査の中間報告を助言委員会スコーピング・ワーキンググループ向け資料として取りまとめた環境チェックリスト（案）、

- ③ 本調査を通して、複数の円借款形成を想定しているため、インテリム・レポート①とインテリム・レポート②を異なるコンポーネントで検討し、提出する。

（７）ドラフト・ファイナル・レポート

- ① 環境社会配慮、自然条件調査結果、概略設計結果、概略事業費の積算結果
- ② 調査結果の全体成果¹⁴、要約（環境チェックリスト案による要約を含む）

（８）デジタル画像集

- 各画像にキャプションを付した事業対象サイト等のデジタル画像集

（９）ファイナル・レポート

- 調査結果の全体成果、要約
- 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。レポートの冒頭に、10 ページ程度の調査結果の要約を含める。

（１０）ファイナル・レポート（先行公開版¹⁵）

- ファイナル・レポートのうち、一定期間非公開となる情報を除いた内容
- 原則以下の部分を除外するが、具体的な対象箇所については、発注者と事前に充分調整の上で決定する。
 - 事業費積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれる積算関連情報
 - 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
 - 民間企業の事業や財務に関わる情報

（１１）調査データ

- 事業費算や内部収益率（EIRR/FIRR）の算出根拠が含まれるデータは、Excel 形式。位置情報¹⁶の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。ラス

¹⁴ 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。

¹⁵ JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

¹⁶ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

ターデータに関しては GeoTIFF 形式とする。Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせて提出する。

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。仕様、数量は国内支援委員からの助言により変更する可能性がある。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	気象・風況調査 ／自然災害調査 ／水理・水文調査	気温、降水、風、自然災害、水源の流量調査、水質調査、水利用の状況等	一式	定額計上
2	地形調査	建設予定敷地内 基準点測量、水準測量、トラバース測量、平板測量、河川横断測量等	一式	定額計上
3	地質・地盤調査	建設予定敷地内ボーリング調査 （深さ15m）2か所程度 標準貫入試験、室内試験等 地下水調査も含む	一式	定額計上
4	弾性波探査	屈折法探査、層構造解析	一式	定額計上
5	岩石試験	力学試験（一軸圧縮試験等）、物理試験（単位体積重量試験、含水比試験等）等	一式	定額計上
6	原位置試験	湧水圧測定、孔内水平載荷試験等	一式	定額計上
7	環境社会配慮調査	社会経済調査、家計・生活調査、自然環境、住民移転等	一式	定額計上
8	交通量調査	定点観測による車両通行量の計測等	一式	上限額
9	流況調査	河川や水路の流速、水位、流量の測定、洪水履歴の確認等	一式	定額計上
10	支障物調査	机上調査、現地地表面調査等	一式	定額計上
11	地籍調査	所有者・地番・地目・境界・面積	一式	定額計上

		の確認等		
12	道路台帳調査	路線番号・幅員・舗装状況の確認	一式	定額計上

第7条 機材の調達

☒ 本業務では機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件計画調書

2025 年 8 月 22 日

1. 基本情報**国際協力機構東・中央アジア部中央アジア・コーカサス課**

- (1) 国名：ウズベキスタン共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：アンディジャン州（339 万人、2024）、サマルカンド州（420 万人、2024）
- (3) 案件名：国際連結性強化事業（International Connectivity Enhancement Project）

2. 事業の背景と必要性

- (1) ウズベキスタンにおける道路セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ウズベキスタン共和国（以下、「当国」という。）は、2021 年以降、実質 GDP 成長率 5%以上の経済成長を続けている（IMF、2024）。貿易も活発であり、近隣諸国との貿易額は、2024 年には対 2018 年比で 170%以上に増加した（国家統計局ほか、2025）。なかでも、キルギス共和国と国境を接するアンディジャン州及びタジキスタン共和国と国境を接するサマルカンド州は、首都タシケント特別市・州に次いで州別の対外貿易額が大きい（国家統計局、2024）。両国との間では、当国からの繊維製品などの工業製品の輸出と当国への鉱物資源などの原材料の輸入が主に行われている（国家統計局、2025）。

二重内陸国の当国では、貨物・旅客輸送のうち道路輸送が 90%以上を占め、道路の重要性は大きい（世銀、2020）。特に、カスピ海ルートなど、当国を通過する主要な国際幹線道路では、貿易量増加による交通量増加が顕著であり、交通量の年平均増加率は 4～7%である（世界銀行他、2020）。カスピ海ルートは、ロシアによるウクライナ侵攻後、ロシアを迂回するアジアとヨーロッパ間の代替ルートとして注目されている。また、当国の開発計画「ウズベキスタン 2030 戦略」（2023）では、「中央アジア地域での協力の深化」や「グローバル物流への統合の高度化」を目標とし、国際連結性の重要性が強調されている。

かかる状況下、当国では円滑な道路輸送が妨げられており、道路の輸送能力の強化が課題である。特に、上記の近隣国との貿易に用いられるカスピ海ルート上のアンディジャン州の国際幹線道路（A373）及びタジキスタン共和国から同ルートに接続するサマルカンド州の国際幹線道路（A377）では、交通量の増加に維持管理が追い付かず損傷が激しい区間がある。また、これら国際幹線道路への接続に重要な近隣の橋梁の老朽化や、落石対策がされていない山岳道路での落石による交通事故が発生している。さらにサマルカンド州でカスピ海ルートに接続する国際幹線道路（M39）のタクタコラチャ峠は急勾配のため、大型車は迂回する必要がある。

国際連結性強化事業（以下、「本事業」という。）は、アンディジャン州及びサマルカンド州での国際幹線道路の改修と一部拡幅（トンネル建設、橋梁の改修を含む）、防災対策の強化、並びに道路整備機材供与等を行うことで、運輸交通セクターにおける課題解決を図るものであり、当国の開発計画に照らして優先度が高い事業と位置付けられる。

- (2) 道路セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け（特に自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等の主要外交政策との関連）

「対ウズベキスタン共和国国別開発協力方針」（2022 年 9 月）の重点分野では「持

続可能な経済成長と産業の多角化・高度化」が定められ、「対ウズベキスタン共和国 JICA 国別分析ペーパー」（2023 年 3 月）で物流コスト削減のため運輸インフラ支援の必要性が記されている。また、2022 年 12 月に開催された「中央アジア＋日本」対話・第 9 回外相会合では、中央アジアにおける運輸・物流分野における協力の重要性が確認された。JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）では「運輸交通」、クラスター事業戦略では「グローバルネットワークの構築」に該当し、本事業はこれら方針、分析及び戦略に合致する。過去の JICA 支援事業としては、1996 年、2005 年に、無償資金協力「道路整備機材計画」を実施した。

（３）他の援助機関の対応

世界銀行、アジア開発銀行、アジアインフラ投資銀行等が当国で複数の道路改修事業を実施している。なお、本事業との重複はない。また、アジア開発銀行は、本事業に繋がるタジキスタン共和国国内の道路改修を「中央アジア地域経済協力第 6 回廊改善事業」として実施済み（136 百万ドル）。

（４）本事業を実施する意義

本事業は当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、道路及び道路防災の強化等を通して連結性の向上に資するものであり、SDGs ゴール 8 及びゴール 9 に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

（１）事業概要

①事業の目的

本事業は、アンディジャン州及びサマルカンド州の国際幹線道路の改修及び一部拡幅（トンネル建設、橋梁の改修を含む）、防災対策、並びに道路整備機材の供与等により、物流の円滑化を図り、もって中央アジア地域を含む国際的な連結性の向上に寄与するもの。

②事業内容

- ア）アンディジャン州及びサマルカンド州の道路の改修・一部拡幅（国際競争入札）
- イ）サマルカンド州のトンネル建設と接続道路の建設（国際競争入札）
- ウ）サマルカンド州の橋梁の改修（国際競争入札）
- エ）山岳道路の防災対策（国際競争入札）
- オ）道路整備機材の供与（国際競争入札）
- カ）コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工管理等）（ショート・リスト方式）

※輪切りやフェーズ分けの可能性はある。

（２）事業実施体制

- ①事業実施機関／実施体制：道路委員会（the Committee of Road、「CR」）

以 上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：道路事業に関する各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（２号）】

- ① 対象国及び類似地域：ウズベキスタン国及び全途上国地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

「第２章第５条成果品等」記載の報告書提出時期に準ずる

（２）業務量目途

１）業務量の目途

約５１．７３人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月１．９人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

２）渡航回数の目途 延べ４２回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ① 気象・風況調査／自然災害調査／水理・水文調査
- ② 地形調査
- ③ 地質・地盤調査
- ④ 弾性波探査
- ⑤ 岩石試験
- ⑥ 原位置試験
- ⑦ 環境社会配慮調査
- ⑧ 交通量調査
- ⑨ 流況調査
- ⑩ 支障物調査
- ⑪ 地籍調査

⑫ 道路台帳調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 安全対策ガイダンス（2019 年 4 月）
- ウズベキスタン国運輸セクター情報収集・確認調査のドラフト・ファイナル・レポート
- カテゴリ B 案件報告書執筆要領

2) 公開資料

JICA が当該国にて過去に実施した以下の円借款に関連する各種報告書を、ウェブサイトで閲覧可能。

- 「鉄道旅客輸送力増強事業」（1996 年度承諾）
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2002_UZB-P2_4_f.pdf
- 「タシグザール・クムクルガン鉄道新線建設事業」（2004 年度承諾）
<https://www.jica.go.jp/oda/project/UZB-P8/index.html>
- 「カルシ-テルメズ鉄道電化事業」（2012 年度承諾）
<https://www.jica.go.jp/oda/project/UZB-P10/index.html>
- 「地方 3 空港近代化事業」（1996 年度承諾）
<https://www.jica.go.jp/oda/project/UZB-P3/index.html>

以下は JICA が作成した調査ではないが、参考資料とする。

- 「2023 年から 2025 年までのウズベキスタン共和国の投資プログラムの実施措置について」（O ‘ZBEKISTON RESPUBLIKASINING 2023 – 2025-YILLARGA MO ‘LJALLANGAN INVESTITSIYA DASTURINI AMALGA OSHIRISH CHORA-TADBIRLARI TO ‘G ‘RISIDA）
<https://lex.uz/en/docs/-6329448>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有

5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウズベキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.htm>
↓

3. プレゼンテーションの実施

本件では実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

（１）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】 215,706,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- １）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２）上限額を超える別提案に関する経費
- ３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について（該当する□にチェック）

☐ **本案件は定額計上があります（126,779,000円（税抜））。**

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	気象・風況調査／ 自然災害調査／水 理・水文調査	第4条 業務 の内容（5） 自然条件調 査、現地条件 調査等 第6条 再委 託	5,000,000 円	気温、降水、 風、自然災害、 水源の流量調 査、水質調査、 水利用の状況等	再委託費 現地再委託 費
2	地形調査	同上	15,000,000 円	建設予定敷地内 基準点測量、水 準測量、トラバ ース測量、平板 測量、河川横断 測量等	同上
3	地質・地盤調査	同上	20,000,000 円	建設予定敷地内 ボーリング調査 （深さ15m）2か 所程度 標準貫 入試験、室内試 験等 地下水調査も含 む	同上
4	弾性波探査	同上	30,000,000 円	屈折法探査、層 構造解析	同上
5	岩石試験	同上	5,000,000 円	力学試験（一軸 圧縮試験等）、物 理試験（単位体 積重量試験、含 水比試験等）等	同上
6	原位置試験	同上	5,000,000 円	湧水圧測定、孔 内水平載荷試験 等	同上
7	環境社会配慮調査	第4条 業務 の内容（6） 環境社会配慮	20,000,000 円	社会経済調査、 家計・生活調 査、自然環境、	同上

		に係る調査 第6条 再委託		住民移転等	
8	流況調査	第4条 業務の内容(5) 自然条件調査、現地条件調査等 第6条 再委託	5,000,000 円	河川や水路の流速、水位、流量の測定、洪水履歴の確認等	同上
9	支障物調査	同上	5,000,000 円	机上調査、現地地表面調査等	同上
10	地籍調査	同上	5,000,000 円	所有者・地番・地目・境界・面積の確認等	同上
11	道路台帳調査	同上	5,000,000 円	路線番号・幅員・舗装状況の確認	同上
12	本邦招聘の企画・実施	第4条 業務の内容(25)トンネル等の技術紹介に係る本邦招聘の企画・実施」	6,779,000 円	報酬(事前業務(3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない)、及び同行(現時点では3号0.5人月、研修内容を踏まえ提案、見直し可)、直接経費998,000円)	報酬 国内業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算

率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（9）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦／現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)